

(様式 1)

環 境 配 慮 検 討 書

平成 1 5 年 1 月 1 6 日

環境調整システム推進会議 部会長 様

砂防 T M 前川 壯吉

三重県環境調整システム推進要綱第 4 条に規定に基づき提出します。

対象事業の名称	鳥羽志摩地域 渓流環境整備計画		
連絡先	担当課名	県土整備部砂防チーム砂防整備グループ	
	担当者職・氏名	技師 鈴木 寛也	電話番号 059-224-2697

1 事業計画の名称、目的及び内容

(1) 名 称	鳥羽志摩地域 溪流環境整備計画	
(2) 目 的	溪流環境整備計画では、土砂災害から住民の生命、財産を守りつつ、地域の豊かな自然と美しい景観を後世の人々に残していくために、砂防事業を実施するにあたっての環境面での配慮事項を定めることを目的としている。	
(3) 事業主体	三重県南勢志摩県民局志摩建設部	
(4) 計画内容	計画地の位置 付属資料 P.15 参照	志摩建設部管内に属する加茂川水系及び他二級河川水系
	建物・施設等の概要 (用途、規模、面積、配置等)	該当なし
	土地利用計画	該当なし
	用水の使用計画	該当なし
	エネルギーの使用計画	該当なし
	雨水の排水計画	該当なし
	汚水の排水計画	該当なし
	工期	着工の予定時期
完工及び供用開始の予定時期		平成15年1月
(5) 関連事業計画	二級河川磯部川他14水系26河川 河川環境管理基本計画	
(6) その他	<p>整備計画の策定にあたって、地元有識者からなる検討会を4回開催している。</p> <p>検討会のメンバーは、自治会役員、漁協理事、婦人会、自治体関係者等、15人から構成されている。</p> <p>検討会の開催日時は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回：平成13年3月 ・第2回：平成13年11月 ・第3回：平成14年3月 ・第4回：平成14年10月 	

2 計画地の社会的条件の現況等

(1)計画地の社会的条件の現況	交通の現況	<p>公共交通網では、JR及び近鉄が鳥羽市から賢島まで国道167号沿いに走っている他、バス路線が、国道260号や県道鳥羽磯部線を中心に運行している。</p> <p>主要な幹線道路では、南北を通じる国道42号、国道167号、半島方向には国道260号が伸び、鳥羽と志摩半島を結ぶ主要な幹線道路となっている。また、海岸線の有料道路であるパールロード(県道鳥羽阿児線)は主に観光道路として利用されている。</p>
	土地利用の現況	<p>鳥羽志摩地域全体では、山林・原野の占める割合が65%と最も高くなっている。鳥羽市、磯部町は他の町と比べ、山林・原野の占める割合が高いとともに、宅地の占める割合が低くなっている。</p>
	水域利用の現況	<p>鳥羽志摩地域では、14水系27河川が流れており、河川利用形態としては、ジョギングや散歩など堤防等の河川空間を利用したものが多く、河口では青のりの養殖や稚鯉の放流が行われている。また、水道用水の取水施設として、磯部川上流の神路ダム及び恵利原ダムがある</p>
(2)関係法令等による地域の指定・規制状況	<p>自然環境保全地域等の指定状況</p> <p>付 属 資 料 P.22 参照</p>	<p>自然公園法に基づく公園として、全域が伊勢志摩国立公園に指定されている。</p>
	<p>土地利用規制の現況</p> <p>付 属 資 料 P.23～25 参照</p>	<p>鳥獣保護区及び狩猟二関スル法律に基づく鳥獣保護区は6ヶ所が指定されている。森林法に基づく保安林は、鳥羽市をはじめ沿岸の林地部に小面積の指定が分布している。</p>

3 計画地の自然的条件の現況

(1) 地形・地質	文献調査	文献名	三重県土地分類図・地形区分図、三重県地質図		
	現地調査の有無	有 ・無（実施日時——）		聴取調査の有無	有 ・無
	調査結果等	a . 地形：北西部は山地、南東に行くに従い台地が多くを占める。 海岸線は海食崖やリアス式海岸で入り組んでいる。 b . 地質：波川帯変成岩類、秩父累帯及び四万十累帯が帯状に分布し、海岸線と谷部は洪積～沖積層。 c . 土地の安定性：白木断層、朝熊ヶ断層 d . 特筆すべき地形：リアス式海岸			
(2) 水象	文献調査	文献名	志摩建設部管内図（河川・砂防・海岸図）等		
	現地調査の有無	有 ・無（実施日時——）		聴取調査の有無	有 ・無
	調査結果等 河川、湖沼 付属資料 P.15 参照	a . 河川分布：14 水系 27 河川（管内二級水系） b . 河川流量： - c . 河川水位： -			
	海域	該当なし			
(3) 気象・大気 質等	調査の方法	文献調査（津地方气象台）			
	調査結果	気温：年平均気温 16 度前後 降水量：年平均降水量 2,000～2,500mm 最多風向： - 風速： - 大気質： - 水質： -			
(4) 生態系等	文献調査	文献名	自然環境保全基礎調査（環境省）		
	現地調査の有無	有 ・無（実施日時——）		聴取調査の有無	有 ・無
	調査結果等 植物 付属資料 P.17k ～18 参照	植生の概要：北部はシイ・カシ萌芽林の植林地が多くを占め、そこにスギ・ヒノキが混じり混合林を形成している。 南部はアカマツ林が多く、海岸沿いは、ウバメガシ・トベラ郡集や砂丘植生等の自然度の高い植生が分布している。 貴重な植物個体：庫蔵寺のコツブガヤ（国指定天然記念物） 貴重な植物群落：浮島の低木林、丸山庫寺イスノキ林叢等（日本の重要な植物群落：第3回自然環境保全基礎調査・環境庁）			
動物 付属資料 P.19 参照	動物相の概要：文献調査に基づくと、哺乳類 6 種、鳥類 66 種、両生類 3 種、は虫類 2 種、魚類 23 種、昆虫類 472 種が確認されている。 貴重な動物：文献調査に基づく、レッドデータブック・リスト（環境庁、三重県）対象種は以下の通り。 （哺乳類）該当なし				

		<p>(鳥類) チュウサギ、オシドリ、ハイタカ、オオタカ、ミサゴ</p> <p>(両生類) カスミサンショウウオ、</p> <p>(は虫類) アカウミガメ</p> <p>(魚類) メダカ、シロウオ</p> <p>(昆虫類) ゴミムシ、ムカシトンボ、ゲンバイトンボ、ゲンジボタル、シズムシ、タガメ、ルーミスシジミ</p>		
(5) 自然景観・文化財等	文献調査	文献名	第3回自然環境保全基礎調査・日本の自然景観(東海版)三重県観光便覧	
	現地調査の有無	有・無(実施日時)	聴取調査の有無	有・無
	調査結果等 自然景観 付属資料 P.26 参照	<p>(自然景観の概要)</p> <p>対象地域全域が伊勢志摩国立公園に指定されており、海岸線沿いでは、海食崖、リアス式海岸といった地形で形成され優れた自然景観が分布している。また、山間部では僅かだが鍾乳洞などが見られる。</p> <p>(貴重な自然景観)</p> <p>鍾乳洞では天の岩戸、湾に見られる溺れ谷が4箇所、海食崖7箇所の他に海成段丘や陸けい砂洲などが上げられる。そして、この地域特有の多島海が有名である。</p>		
	文化財、史跡、名勝等 付属資料 P.26 参照	<p>(文化財) 国指定天然記念物の庫蔵寺のコツブガヤ、県指定天然記念物として和具大島暖地性砂防植生、宇木比神社の樹叢、丸山庫蔵寺イスノキ林叢、奈佐・楠路脇のヤマトタチバナなどがある。</p> <p>(史跡) 県指定史跡である鳥羽城跡、志摩国分寺跡、浜島古墳などがある。</p> <p>(名勝) 英虞湾を見下ろす横山の眺望などがある。</p>		
野外レクリエーション他 付属資料 P.27 参照	<p>対象地域全域が伊勢志摩国立公園に指定されており、海岸線は優れた自然景観を有している。そういった自然資源を背景に各所では海水浴場、キャンプ場やハイキングコースが整備されており、各自治体においても文化財や史跡を組み入れたウォーキングコースがある。</p>			
(6) その他、自然災害等	<p>管内における洪水被害で古いもので大きな被害を被ったものといえば、享保7年(1722)の暴風雨による被害が記録されている。近年では明治13年(1880)の暴風雨による加茂川の氾濫、昭和28年(1953)の台風13号、昭和34年の伊勢湾台風による被害が上げられる。昭和63年(1988)には、梅雨前線に伴い、志摩半島を中心に局地的な豪雨となり、加茂川が氾濫する等、各地で被害があった。また、地震による被害は、安政元年(1854)の安政地震、昭和19年(1944)の東南海地震では5~6mの津波にみまわれたという記録も残っている。</p>			

4 事業計画の検討内容

複数案比較が実施できない理由	本溪流環境整備計画は、鳥羽志摩地区内の河川・溪流において、今後砂防事業を実施するに当たっての環境面での配慮事項を定めることを目的としているため、比較できない。
----------------	---

※環境配慮事項ごとに、環境配慮度を◎○ーで記入し、その配慮の内容及び配慮度の評価の理由を記入すること。

<p>環境配慮技術指針の配慮目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ①循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築 ②人と自然が共にある環境の保全 ③やすらぎとうるおいのある快適な環境の創造 	<p>環境配慮度</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎：十分配慮している。 ○：配慮している。 ー：特に配慮する必要がない。
--	---

技術指針に基づく環境配慮事項	環境配慮度	環境配慮の内容 (-の場合は、無記入でも可)	配慮度の評価の理由
①-1 地球温暖化防止	○	すべてのエリアにおいて、工事による変化を最小限とすることを基本としている。	直接的に示してはいないが、地球温暖化防止に寄与する。
①-2 廃棄物対策	○	植林地から発生する間伐材の積極利用を目指している。	廃棄物の削減効果が見込まれる。
①-3 生活環境の保全	○	施設配置計画や工事計画において、工事時期や濁水対策等の検討を行う。	工事時期や濁水対策等の検討を行うことにより、生活環境の保全に配慮している。
①-4 その他重点事項	ー		
②-1 野生生物等の生育空間の確保	○	すべてのゾーンにおいて、整備方針では砂防事業にあたって自然環境を保全するために、工事による変化を最小化することを明言している。具体的には、「沢は特殊な空間であるため、湧水地を避ける等水循環を考慮した配置計画を検討」「工事用道路による分断を避けたり、生物が沢を利用して移動できる構造」の検討である。	溪流とその周辺の自然環境の改変を最小限に抑えることにより、自然環境の保全に配慮している。
②-2 希少な野生生物の保護	○	すべてのゾーンにおいて、整備方針では砂防事業にあたって自然環境を保全するために、工事による変化を最小化することを明言している。また、特定の地域にしか生息していない生物が確認されている地域においては、そのめずらしい生物相を中心とした自然配慮の配慮に努める。	溪流とその周辺の自然環境の改変を最小限に抑えることにより、自然環境の保全に配慮している。
②-3 地形、地質等の改変の抑止	○	すべてのゾーンにおいて、整備方針では砂防事業にあたって自然環境を保全するために、工事による変化を最小化することを明言している。工事用道路についても改変面積を最小とする工事計画を検討する。	溪流とその周辺の自然環境の改変を最小限に抑えることにより、自然環境の保全に配慮している。
②-4 その他重点事項	ー		

③-1 緑化、周辺景観との調査	○	景観が優れる地域では、整備施設配置に際し、修景や緑化、素材に配慮するよう記載している。	景観に配慮した施設整備を行うことが、生活環境における快適性を向上させる。
③-2 親水等、ふれあい空間づくり	○	観光地で人々が多く集まる地域では、観光地やレクリエーションと連携し、溪流との身近な整備を目指している。	溪流利用を図ることで人々が溪流、河川に、より身近になる。
③-3 その他重点事項	—		
④上記以外の特記事項	○	共通の整備方針において「水系全体を見据えた一貫した整備」を設定しており、土砂の下流への適正な供給を目指している。	水系全体を見据えた一貫した整備により、流域全体が快適な環境になる

5 事業計画案の環境配慮に係る評価

従来事業等と比較して優れている点	従来事業においては、自然環境に対して位置付けが低いものとなっているが、本計画では計画箇所だけでなく、流域及び周辺地域の環境特性（自然・社会・防災）についても十分把握し、その地区の特性にかなった砂防施設の整備を方向付けている。
今後の課題	・溪流環境整備計画は、鳥羽志摩地域において砂防事業を行う際に環境に配慮する方針を広範に位置付けたものであるため、基本的には整備方針の方向性に沿いながらもその地域の特性に適った整備を心掛ける必要がある。そのためには、事業計画の着手時から本計画に基づき、自然環境の配慮を念頭に地域の特性を十分把握し、土砂災害に対する安全性を確保したうえで、適正な整備を行うことを目指す。
会議での調整を要する事柄	・特になし